

中小企業人手不足対応支援事業調査業務委託 仕様書

本仕様書は、埼玉県が（以下、「県」という。）が受託者に委託して行う「中小企業人手不足対応支援事業調査業務（以下、「本業務」という。）」に関し、その内容、成果品の仕様及び提出方法について定めるものである。

1 目的

中小企業人手不足対応支援事業は、生産年齢人口の減少等に起因した人手不足の課題解決に向け、機器・ITツール等の導入・更新により省力化に取り組む県内中小企業への支援を行うものである。

本業務は当該事業に係る調査・検討及び補助金を活用した事例集作成等の支援を委託することを目的とする。

2 業務内容

本業務の委託内容は次のとおりとする。

なお、実施に当たっては、事前に県と調整すること。

(1) 補助要綱等の改訂支援

ア 調査・情報収集

(ア) 県内中小企業への今後の普及が期待される省力化のための機器・ITツール等について調査し、導入が想定される製品カテゴリごとにリスト化すること。リスト化に当たっては、例示として具体的な機器・ITツール名、型番、製造者等の情報を示すこと。

(イ) 人手不足対策の参考となる国や他自治体の事業等について動向や事例の情報を収集し、整理すること。

イ 令和6年中小企業人手不足対応支援事業調査業務において実施された令和6年度補助事業採択者に対するアンケート調査、同業務において作成された次年度改善案、ア及び産業支援課が事務局を務める本事業に関する検討委員会（以下、「検討委員会」という。）からの意見を踏まえて、令和7年度補助事業に係る製品カテゴリリスト及び補助要綱等（補助事業の手引き、Q&A、実施計画書記入例等）の改訂案を作成すること。製品カテゴリリストは、省力化に資する機器・ITツールの一般的な名称、機能等の概要、例示品、用途・省力化のイメージ等、令和6年度補助事業の記載にならうこと。

(2) 効果検証・分析業務

ア 補助事業開始後、補助事業者の実施計画及び実績報告等を分析し事業効果の検証を行うこと。分析に当たっては、全補助事業者を対象としたアンケート調査を実施するとともに、実績報告等を参考に機器・ITツール等の導入について10事業者、設備更新について5事業者程度を選定し、現地調査及び事業者に対するヒアリング調査を実施すること。

イ アを踏まえ、補助事業者による機器・ITツール等の導入及び既存設備の更新実施時の課題や効果等を示した上で次年度改善案の作成をすること。

(3) 事例集の作成

令和6年度埼玉県人手不足対応支援事業補助金（以下、「令和6年度補助事業」という）採択者のうち、40事業者の取組・導入に係る事例集を作成すること。以下の構成を基本として、内容について企画立案、文章の作成、デザインレイアウト等一連の作成業務を行う。

なお、本事例集は、県内中小企業に対し、補助事業の成果を広く発信し、省力化への取組を波及させることにより、県内中小企業の人手不足を解消し、付加価値額や生産性向上につなげることを目的とする。

ア 構成

- ・表紙
- ・令和6年度補助事業概要
- ・令和6年度補助事業採択者の紹介、補助事業の取組内容・成果等
- ・その他、県内中小企業に対して省力化への取組を波及させるために効果的な記事

イ 掲載記事の作成及び追加取材

(ア) 県内企業を取り巻く人手不足の状況及び令和6年度補助事業の概要についての記事を作成すること。

(イ) 令和6年度補助事業採択者のうち、県が指定する40事業者について、1事業者当たりA4・1/2～1ページ程度の事例記事を作成すること。事例記事は、実績報告書に加え、令和6年度補助事業採択者に対

する現地調査及びヒアリング調査結果を基に作成するものとするが、必要に応じて対象事業者に対して追加取材を行うこと。

記事の作成に当たっては、企業概要、人手不足の現状・課題、取組内容、成果（削減労働時間）、今後の展開等を整理し、分かりやすく記載すること。

ウ デザインレイアウト

（ア） 事例集は、見やすく、読みやすいデザインとすること。

（イ） 電子データで公開するものであるため、電子機器で見やすいレイアウト・フォントタイプ・フォントサイズ等の工夫を行うこと。

エ その他

本事例集を活用して、県内中小企業に対して、補助事業の成果等を広く発信し、省力化への取組を波及させるための効果的な取組を行うこと。

（4） その他

ア 検討委員会の運営支援

本業務を基に作成した資料を検討委員会の配布資料として提供すること。
また、県の求めに応じた検討委員会への参加や議事録作成等、随時県の要求に応じて支援すること。

なお、検討委員会は、有識者、経済団体、県等を構成メンバーとして、年度内に2回程度の開催を予定している。

イ 補助事業の広報支援

令和7年度補助事業について、県内中小企業への効果的な周知方法や広報資料等の作成・提案を行うこと。

ウ 申請受付・審査等業務受託事業者との調整

別に県が委託して行う本事業に関する申請受付・審査等業務受託事業者と、本業務を進めるに当たっての必要な調整を行うこと。

エ その他本事業に関する県の補助

その他、本事業に関し、県の求めに応じて必要な補助を行うこと

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）

4 成果物

(1) 成果物の提出

事例集及び本業務における調査分析内容、各種協議・ヒアリング内容、事業方針検討資料、各種作成資料等をまとめた報告書の電子データ(Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint又はPDF)を成果物とする。ただし、事例集はMicrosoft PowerPoint形式で納品すること。

※成果物の提出に当たっては、事前に県の確認を受け、承認を得た上で提出すること。

(2) 権利の帰属

ア 本業務で作成した成果物のうち、新規に発生した著作物に係るすべての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を含む。以下同じ）は県が受託者から譲り受け、県に帰属するものとする。

イ アの規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果物の引き渡し時点までに当該著作権を取得した上、県に譲り渡すものとする。

ウ 成果物のうち、アの対象外で著作権が受託者に留保されている著作物又は著作権が第三者に帰属している著作物については、県が自ら成果物を利用するために必要な範囲において県及び県が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製・翻案等を行うことをいう。）できるものとする。

エ 受託者は、ア～ウに係る著作物について、県に対して著作者人格権（著作権法第18条（公表権）、第19条（氏名表示権）及び第20条（同一性保持権））を行使しないものとする。

オ 本業務における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等に係る一切の対価及び経費は委託費用に含むものとする。

(3) 納期限

事例集 令和7年5月及び6月 ※2回に分けての納品可

5 再委託について

- (1) 受託者は、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に県に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を報告し、県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 受託者は、業務を第三者に再委託した場合、当該委託先に対して、本仕様書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、県に対して当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

6 委託料の支払い

- (1) 委託料は、業務完了後一括払いとする。
- (2) 受託者は県の検査に合格したときは、委託料の請求をすることができる。

7 留意事項

- (1) 受託者は、法令はもとより、本県の条例、規則、規程等を遵守し、県が最適な成果を得られるよう本業務委託を遂行すること。また、業務にあたっては、積極的な提案を県に対して行うこと。
- (2) 受託者は、本業務委託遂行の際は、上記の指示事項その他の必要要件について十分協議を行うとともに、県の指示を受けること。また、委託内容等について疑義が生じた場合には、速やかに県と協議の上対応すること。
- (3) 受託者が報告書等作成のために作業する環境及びそのために必要な経費は、受託者が準備すること。ただし、受託者が必要に応じて本県庁舎内で作業や会議、打ち合わせを行う場合には、可能な限り県がこれを準備する。
- (4) 業務の処理
 - ア 受託者は、「実施工程表」を作成し、県の承諾を受けること。
 - イ 受託者は、適宜、業務の進捗状況等について県に報告を行うとともに、県その他関係者との十分な打合せを行うこと。
- (5) 受託者は、成果物に瑕疵が見つかった場合には、本委託業務完了後においても速やかに県の指示に基づき、関係図書等の改正を行わなければならない

い。なお、同改正作業に要する費用は、すべて受託者の負担によるものとする。

(6) 受託者は、本委託業務完了後であっても、本契約の範囲内における県の間い合わせ等に応じるものとする。

(7) 本契約期間中は、受託者は県の執務時間内（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）は常時連絡が可能な体制とすること。

(8) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

ア 本業務において暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査に協力すること。協力者等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

イ アにより警察に通報又は捜査に協力した場合には、速やかにその内容を記載した書面により県に報告すること。

ウ ア及びイの行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

エ 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、県と協議を行うこと。

8 その他

(1) 使用する言語について

納入成果物を始めとした全ての提出物及び会話、文書、メール等全ての意思疎通は日本語を用いることとする。

本業務委託の関係者は、日本語による通訳等を介さない意思疎通が可能であり、県の意思を正確に把握可能な者とする。